

# 定 款

日本マクドナルドホールディングス株式会社

## 目 次

第 1 条	商 号	1 頁
第 2 条	目 的	1
第 3 条	本店の所在地	1
第 4 条	公 告 方 法	1
第 5 条	発行可能株式数	1
第 6 条	自己の株式の取得	2
第 7 条	単 元 株 式 数	2
第 8 条	単元未満株主の権利	2
第 9 条	基 準 日	2
第10条	株主名簿管理人	2
第11条	株 式 取 扱 規 程	2
第12条	招 集	2
第13条	招集権者及び議長	2
第14条	株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供	2
第15条	決 議 の 方 法	3
第16条	議決権の代理行使	3
第17条	議 事 録	3
第18条	員 数	3
第19条	選 任 方 法	3
第20条	任 期	3
第21条	取締役会の設置	3
第22条	代表取締役及び役付取締役	3
第23条	取締役の責任免除	4
第24条	取締役会の招集権者及び議長	4
第25条	取締役会の招集通知	4
第26条	取締役会の決議方法等	4
第27条	取締役会の議事録	4
第28条	取 締 役 会 規 程	4
第29条	報 酬 等	4
第30条	監査役及び監査役会の設置	5
第31条	員 数	5
第32条	選 任 方 法	5
第33条	任 期	5
第34条	常 勤 の 監 査 役	5
第35条	監査役の責任免除	5
第36条	監査役会の招集通知	5
第37条	監査役会の決議方法	5
第38条	監査役会の議事録	6
第39条	監 査 役 会 規 程	6
第40条	報 酬 等	6
第41条	会計監査人の設置	6
第42条	選 任 方 法	6
第43条	任 期	6
第44条	報 酬 等	6
第45条	事 業 年 度	6
第46条	剰 余 金 の 配 当	6
第47条	中 間 配 当	6
第48条	剰余金の配当等の除斥期間	7
附 則	株主総会資料の電子提供に関する経過措置	7

# 日本マクドナルドホールディングス株式会社

## 定 款

### 第1章 総 則

#### 第1条（商 号）

当社は、日本マクドナルドホールディングス株式会社と称し、英文では McDonald's Holdings Company (Japan), Ltd. と表示する。

#### 第2条（目 的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること。

- ① 飲食店の開拓、取得、所有、運営及び改廃
- ② 飲食物の販売
- ③ 飲食店の運営に必要な厨房用機械、器具及び設備の販売または賃貸借
- ④ 飲食店の商標、商号及びノウハウを当社に有利な地域で第三者に実施権及び再実施権を許与すること
- ⑤ キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物等の画像を付けたもの）の企画、制作、販売
- ⑥ 不動産の売買、斡旋、賃貸借及び管理
- ⑦ コンピューターソフトウェアの企画、制作、販売
- ⑧ インターネットを利用した情報通信システムの企画、設計、開発、管理運営に関する業務
- ⑨ 情報通信ネットワークを利用した音、映像、有料広告掲載事業、通信販売事業並びに電子商取引事業
- ⑩ 前記①から⑨までの活動に付帯する一切の事業

(2) 不動産の売買、斡旋、賃貸借及び管理

(3) 前各号に付帯する一切の事業

#### 第3条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都新宿区に置く。

#### 第4条（公告方法）

当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

### 第2章 株 式

#### 第5条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、480,840,000株とする。

#### 第6条（自己の株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

#### 第7条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

#### 第8条（単元未満株主の権利）

当社の株主は、その有する単元未満株式について会社法第189条第2項に掲げる権利以外の権利を行使できない。

#### 第9条（基準日）

1. 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

#### 第10条（株主名簿管理人）

1. 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては扱わない。

#### 第11条（株式取扱規程）

当社の株式に関する取扱い及び手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株 主 総 会

#### 第12条（招集）

1. 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
2. 株主総会は、東京都区内または横浜市もしくはそれらに隣接する地で開催する。

#### 第13条（招集権者及び議長）

1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。
2. 当該取締役に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### 第14条（電子提供措置等）

1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、

電子提供措置をとる。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### 第 15 条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

#### 第 16 条（議決権の代理行使）

株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は株主総会ごとにその代理権を証明する書面を当社に提出するものとする。

#### 第 17 条（議事録）

株主総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録に記載または記録する。

### 第 4 章 取締役及び取締役会

#### 第 18 条（員数）

当社の取締役は、10 名以内とする。

#### 第 19 条（選任方法）

1. 取締役は、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

#### 第 20 条（任期）

1. 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

#### 第 21 条（取締役会の設置）

当社は、取締役会を置く。

#### 第 22 条（代表取締役及び役付取締役）

1. 取締役会は、その決議によって取締役の中から代表取締役を選定する。
2. 取締役会の決議によって、取締役の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長若干名を選定することができる。

#### 第 23 条（取締役の責任免除）

1. 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項に定める賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合の取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、法令に定める要件に該当する場合の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

#### 第 24 条（取締役会の招集権者及び議長）

1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。
2. 当該取締役に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

#### 第 25 条（取締役会の招集通知）

1. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

#### 第 26 条（取締役会の決議方法等）

1. 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2. 前項にかかわらず、下記の件に関する決議に関しては、取締役の数の 3 分の 2 以上の賛成を要する。
  - (1) 募集株式の発行
  - (2) 株式の分割
  - (3) 中間配当
3. 前二項の規定にかかわらず、当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

#### 第 27 条（取締役会の議事録）

取締役会の議事については、法令で定めるところにより、議事録に記載または記録し、出席取締役並びに出席監査役がこれに記名捺印または署名（電子署名を含む）を行う。

#### 第 28 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会で定める取締役会規程による。

#### 第 29 条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。

### 第 5 章 監査役及び監査役会

#### 第 30 条（監査役及び監査役会の設置）

当会社は、監査役及び監査役会を置く。

#### 第 31 条（員数）

当会社の監査役は、4名以内とする。

#### 第 32 条（選任方法）

1. 監査役は、株主総会において選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

#### 第 33 条（任期）

1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

#### 第 34 条（常勤の監査役）

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

#### 第 35 条（監査役の責任免除）

1. 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合の監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、法令に定める要件に該当する場合の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

#### 第 36 条（監査役会の招集通知）

1. 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

#### 第 37 条（監査役会の決議方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、全監査役の過半数をもつ

て行う。

第 38 条（監査役会の議事録）

監査役会の議事については、法令で定めるところにより、議事録に記載または記録し、出席監査役がこれに記名捺印または署名（電子署名を含む）を行う。

第 39 条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会で定める監査役会規程による。

第 40 条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

## 第 6 章 会計監査人

第 41 条（会計監査人の設置）

当社は、会計監査人を置く。

第 42 条（選任方法）

会計監査人は、株主総会において選任する。

第 43 条（任期）

1. 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 44 条（報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第 7 章 計 算

第 45 条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

第 46 条（剰余金の配当）

当社の剰余金の配当は、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対して行う。

第 47 条（中間配当）

当社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

第 48 条（剰余金の配当等の除斥期間）

1. 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社は支払の義務を免れる。
2. 前項の金銭には、利息を付さないものとする。

附 則

第 1 条（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）

1. 現行定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第 14 条（電子提供措置等）の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。
3. 本条の規定は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以 上